

2021年4月28日

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取県保険医療協会
理事長 加藤 幸



生保医療要否意見書以外の書類提出時の郵送料も

すべて行政負担とすることを求める要望書

県民医療及び福祉の向上のための日夜のご努力に深く敬意を表します。

一昨年6月の当会の要望により、県内の医療機関が生活保護の医療扶助受給者の医療要否意見書を所轄の福祉事務所に返送する際に負担していた郵送料が改善され、昨年度から福祉事務所から返信用封筒が同封されることになりました。私どもの要望にご対応いただきまして、深謝申し上げます。

しかし、医療要否意見書以外の受領書等の書類を単独で送付する場合は、職員が直接来院し回収するか、医療機関が郵送料を負担しているのが実状です。医療要否意見書以外の書類も、自治体が受診状況等を把握するためのものであり、医療機関では、その郵送料は当然自治体負担すべきものと認識しています。

ご存じの通り、厚生労働省社会・援護局保護課は2017年3月3日に開催された生活保護関係全国係長会議において、「医療要否意見書等の郵送料は無償の範囲には含まれない」との見解を示し、「医療機関と相談し、必要に応じて行政からの支出を検討していただき、医療機関に過度な負担を強いることがないよう配慮すること」と説明し、かつ、従前から文書で「費用は行政負担であり、地方交付税で措置している」と見解を示しています。自治体は法令を遵守すべきであり、この件に関しましても真摯に対応すべきと考えます。

つきましては、鳥取県に対し、県下の市町村及び福祉事務所と連携して下記事項の実現を強く要望します。なお、これらの要望事項については、6月30日（水）までに文書にてご回答いただきますようお願い致します。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、医療現場は混乱し、疲弊しています。ただでさえ、各種文書作成が多く、診療以外の公的な業務が医師・歯科医師の大きな負担になっています。鳥取県の回答については、当会の機関紙及びホームページを通じて会員医療機関に周知することを申し添えます。何卒宜しくお願い致します。

記

- 一、行政負担の対象は医療要否意見書に限らず、福祉事務所が医療機関に患者の受診状況を確認する「受領書」や、「給付要否意見書」等も対象とし、一切医療機関に経済的負担をかけることのないように県下すべての福祉事務所に周知徹底すること。

以上

※ 別添資料 ・ 長崎県南島原市から出された回答文書